## 3 特殊勤務手当

<第10表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)>

	CAN CALL TO A THE TAX CALL TO A TAX CALL TO													
				H26		R5		R6		H26 → R6		R5 → R6		
	団体区分				支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全	地方	方	公	〉 共 体	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)	(百万円)	(円)
全 団					15,550	5,667	16,710	5,960	15,747	5,596	197	△ 71	△ 963	△ 364
都	道	. ,	存	県	6,962	4,634	6,723	4,695	6,361	4,435	△ 601	△ 199	△ 362	△ 260
指	定	1	都	市	1,049	4,412	1,437	3,999	1,359	3,755	310	△ 657	△ 78	△ 244
	市				5,230	7,420	6,007	8,472	5,594	7,853	364	433	△ 413	△ 619
町				村	562	4,064	564	4,094	502	3,637	△ 60	△ 427	△ 62	△ 457
特		別		区	57	941	51	800	63	975	6	34	12	175

<第11表 職種別特殊勤務手当(職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移・全地方公共団体)>

	形址:4	<b></b>		H26		R5		R6		H26 → R6	R5 → R6	
	職種区分		職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり		
全			種	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	
		職		2,743,885	5,667	2,803,708	5,960	2,813,939	5,596	△ 71	△ 364	
	般	行耳	女 職	834,129	413	871,856	469	876,953	402	△ 11	△ 67	
医自	币・歯	<b>新科医</b>	師職	11,315	230,232	9,255	222,762	9,269	216,858	△ 13,374	△ 5,904	
看	護・	保保	建職	89,710	13,126	79,366	15,732	79,453	14,175	1,049	△ 1,557	
消		防	職	157,916	5,922	162,801	7,898	164,346	6,324	402	△ 1,574	
高	等学	校教	育職	241,394	4,830	236,494	5,017	236,201	4,586	△ 244	△ 431	
小教	•	中 育	之 校 職	601,249	2,953	604,948	2,763	606,913	2,665	△ 288	△ 98	
警		察	職	256,828	9,005	259,867	7,897	259,644	7,834	△ 1,171	△ 63	

<sup>※「</sup>高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

## 【参考】特殊勤務手当について

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当。

(例)

- ・災害応急作業等手当(災害発生時に河川の堤防等での応急作業、避難所運営、罹災証明にかかる家屋調査に 従事したとき等)
- ・緊急診療待機手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)
- ・ 銃器犯罪捜査従事手当 (銃器を使用した犯人等の逮捕業務に従事したとき) など